医療機関食材料費高騰対策支援金交付事業

申請要領

　**〔受付期間〕**

　　　令和６年６月３日（月）から令和６年７月２日（火）まで

　**〔申請方法・申請先〕**

申請方法：郵送による申請書類の提出

申請先　：和歌山県福祉保健部健康局医務課

（640-8585 和歌山市小松原通1-1）

　**〔お問い合わせ先〕**

　　　➣支援金の申請方法についてのお問い合わせ

　　和歌山県福祉保健部健康局医務課

電話番号　　　：073-441-2603（受付時間 9:00～17:45 土日祝日を除く）

Ｆ Ａ Ｘ　　　：073-424-0425

令和６年６月

和歌山県

目　次

[Ⅰ　趣　旨 3](#_Toc45792824)

[Ⅱ　支援事業の内容 3](#_Toc45792825)

[１．支援の対象者 3](#_Toc45792826)

[２．支援金の額 3](#_Toc45792830)

[Ⅲ　交付申請手続 3](#_Toc45792831)

[１．受付期間 3](#_Toc45792832)

[２．申請手続 3](#_Toc45792833)

[2-1. 申請方法 3](#_Toc45792835)

[2-2. 提出書類 4](#_Toc45792836)

[2-3. 支援金交付](#_Toc45792838) 4

[Ⅳ　留意事項](#_Toc45792848) 4

# 　Ⅰ　趣　旨

食材料費高騰の影響を受ける県内の医療機関を運営する事業者を支援するため、支援金を交付するもの。

# 　Ⅱ　支援事業の内容

## １．支援の対象者

　次の（１）から（５）までの全ての要件を満たす者

1. 県内に所在する病院又は有床診療所（以下「医療機関」という。ただし、国が開設者であるものを除く。）を運営する者であること。

**※地方公共団体が開設者である医療機関も対象となります。**

（２）運営する医療機関が申請日時点で休止又は廃止していないこと。

（３）運営する医療機関が令和６年５月31日時点で許可病床を全て休床していないこと。

（４）運営する医療機関が保険医療機関の指定を受けていること。

（５）事業継続の意思がある者であること。

## ２．支援金の額

【単価】

許可病床１床当たり3,200円

※休床中の許可病床数も含む。（ただし、令和６年５月31日時点で許可病床が全て休床中の場合は交付対象外）

# 　Ⅲ　交付申請手続

## １．受付期間

令和６年７月２日（火）まで（消印有効）

## ２．申請手続

## 2-1. 申請方法

　交付申請書類を以下の住所に提出

【送付先】

和歌山県福祉保健部健康局医務課

住所：640-8585 和歌山市小松原通1-1

　【提出方法】

・郵送（簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください）

## 2-2. 提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| 申　請　書　類 | 確　　認　　事　　項 |
| ①医療機関食材料費高騰対策支援金交付申請書（別記第１号様式） | （確認事項）□申請年月日、申請者住所、申請者名称（個人事業者の場合は空欄）、役職名及び代表者名（個人事業者の場合は氏名）、申請対象医療機関名等に記入漏れはないか。□法人の場合、申請者住所は法人の所在地になっているか。□個人事業者の場合、申請者住所は申請者の住所地になっているか。□許可病床数及び申請金額は記入されているか。□振込先の口座情報に記入漏れはないか。□誓約事項欄の全ての項目に☑が入っているか。 |
| ②振込先口座確認書（別記第２号様式） | （確認事項）□口座番号、名義などが判別可能な写しを貼付しているか。□法人の場合は法人名義、個人事業者の場合は申請者本人名義の口座か。 |
| ③役員名簿（別記第３号様式）※法人の場合のみ（地方公共団体は不要） | （確認事項）□法人の登記事項証明書に記載されている役員全員の情報を記入しているか。 |

## 2-3. 支援金交付

県は提出された申請書類を審査し、申請者に対して支援金の交付を行います。

※提出書類の内容について、電話等で問い合わせる場合があります。

※申請が殺到する等の理由により、交付申請から交付まで時間を要する場合があります。

# 　Ⅳ　留意事項

　＊各提出書類の提出部数は、１部となります。

　　なお、電話等により内容を確認させていただく場合がありますので、必ず控えをとっておいてください。

　＊申請は１医療機関につき１回に限るものとし、複数回支援を受けることはできません。

　＊この支援金の実績報告は、交付申請書の提出により当該実績報告があったものとみなすため、改めて実績報告書を提出する必要はありません。

　＊この支援金の交付請求は、支援金の交付の決定を申請者に通知した日に、申請者から請求書の提出があったものとみなすため、改めて請求書を提出する必要はありません。

＊国の会計検査があった際、関係書類を交えて事業内容を説明できない場合、支援金を返還する必要がありますので、本事業の関係書類は、整理の上、５年間保管してください。

＊支援金の支払後、提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合は、支援金を返還していただきます。